

「開発途上国のファミリービジネス」研究会(主査:星野妙子)

第5回研究会 議事録

- ・ 日時 平成14年 9月28日 15時~18時
- ・ 場所 中央大市ヶ谷キャンパス(旧アジ研) 1210会議室
- ・ 出席者(敬称略) (内部)星野妙子、北野浩一、坂口安紀、佐藤百合、東茂樹
安部誠
(外部)小池洋一、末廣昭、竹内恒理
- 欠席者 川上桃子、渡邊真理子、近田亮平、荒神衣美
- ・ 配布資料
 - ・ 「チリの家族所有企業」(北野レジュメ)

・ 議題1.チリの家族所有企業

報告: 北野委員

チリの企業活動に関連する主な法規には、株式会社法、有限会社法がある。株式会社は公開と非公開に分かれ、株主500人以上、かつ少なくとも10%が最低100人の株主により引き受けられている企業を公開、それ以外を非公開と定めている。有限会社は社員数50名以下の企業である。資産の相続に関する税制では、相続税法があり、累進制で最低1%(相続額:~80UTA)から25%(相続額:1200UTA~)の累進性になっている。また、3等親~4等親は20%、それ以外の血縁者は40%の追加課税がなされる。一方資産課は地方税で資産価値が1020万ペソ~3650万ペソで年率1.2%3650万ペソ以上で1.4%になっている。

Equity[2002]の調査によると、チリの家族所有株式会社(資本の50%以上が家族所有である企業、あるいは、50%以下であっても家族が経営メンバーとして入っている企業)の特徴は、(1)上場している家族企業を所有しているのは40家族のうち、10家族が60%を占める、(2)企業の存続期間は、家族企業が平均51年、非家族企業が45年、(3)家族企業は投資会社、一次産品、およびその加工業、海運・港湾産業に多く、工・鉱業、電力などで少ないという結果が示されている。

チリの家族所有企業グループ経営機構は、米英型の変形である。株主に選任された取締役会(Directorio)が会社の役員(Gerente)を選出し、中でも総支配人(Gerente General)が業務執行の最高権限を有している。ただし、チリでは株式会社法で独立した外部監査役(audidores exteriores)、あるいは会計検査官(inspectores de cuentas)の設置を定めており、株主総会において取締役会の報告を調査し、業務執行を監督する権限を与えられている。一方、所有に関しては、多角化した企業グループは、各セクターに持株会社を有し、それぞれが子会社(過半数支配)や関連会社(10%以上50%未満支配)を有する。持株会社は、各家族が社員となるいくつかの投資会社、有限会社によって過半数支配されていて、家族関連株を合わせると、多くの場合過半数支配となっている。家族所有企業グループで特に大きいMatteグループ、Angeliniグループ、Luksicグループで観察されるとおり、若干の差異はあるが上記のような特徴がみられる。

企業に関するデータは、証券・保険監督局を中心に公開企業(243社)について、経営陣、株主(上位12)財務諸表(1990~2001年)が入手可能である。この他にも各企業の事業報告書やForm 20-F、新聞、雑誌、研究書・調査報告書を利用することができる。今後の研究の方向としては、家族所有と非家族所有企業の間での経営戦略の違いを、財務諸表の時系列的な分析から明らかにする予定である。

(議論)

家族所有の投資会社、有現会社について：

家族の資産を小規模な企業形態で保有しているのは、なんらかの税制上のメリットのためか。林業の振興政策(森林地への相続税の非課税など)、累進的課税制度などが要因として考えられる。

ファミリービジネスの定義をめぐって：

本研究会では、「ファミリービジネス」を、所有と経営の未分離、ファミリーによる経営権の継承、を特徴とする企業集団ととらえる。ファミリービジネスは、やがて「専門経営者企業」に進化するという見方がある一方、発展途上国では、依然として存続・再生産している。この理由として、経済的合理性、発展途上国に固有の経済社会環境、ファミリービジネスの革新の能力、が仮説としてあげられる。

． 次回予定

日時 10月19日(土)

議題： 「メキシコのファミリービジネス」